

宅建業電子申請システム

のご案内

☆宅建業の手続きに関してオンライン申請が始まります☆

<http://www.takken.mlit.go.jp/>



宅建業電子申請システムとは

宅建業電子申請システムとは、宅建業者等から国土交通省及び都道府県に対して行われる、宅地建物取引業免許や宅地建物取引主任者登録に関する申請・届出等手続きをインターネットを利用して自宅やオフィスから行えるよう開発されたシステムです。

対象手続

平成19年9月3日(月)運用開始(4手続)

- 免許申請事項の変更の届出
- 業務を行う場所の届出
- 主任者の資格登録簿登録事項の変更登録申請
- 主任者の死亡等の届出

平成19年11月運用開始予定(10手続)

- 宅地建物取引業の免許(新規、更新、免許換え)
- 免許証の書換交付申請
- 免許証の再交付申請
- 営業保証金供託済の届出
- 廃業等の届出
- 主任者の登録申請
- 主任者の登録移転申請
- 宅地建物取引業保証協会の身分得喪の報告等

宅建業電子申請システムのメリット

- ◆IDとパスワードのみで申請が可能(代理申請を除く)
- ◆オフィスや自宅などから、24時間365日オンラインによる申請・届出が可能(原則として来庁の必要がない)
- ◆申請内容に応じて記載事項が順を追ってパソコン画面に示されるので申請書の作成が容易
- ◆二回目以降の申請・届出の際には登録済みデータを一部ダウンロードできるので入力作業の省力化が可能
- ◆インターネットで申請状況の確認が可能



電子申請システムの流れ

申請者

行政庁

STEP 1 利用申込・事前準備

宅建業電子申請システムの利用を開始するためには利用申込が必要です。利用申込はオンラインにて行います。なお、代理人が申請する場合には電子証明書の取得等の事前準備が必要です。

申請提出者ID及びパスワードの登録・発行

STEP 2 申請書の作成

宅建業電子申請システムトップページから作成したい申請書の作成用の画面に入り、申請書を作成します。入力が完了したら申請データは申請者のパソコンに保存されます。

STEP 3 申請書の送信

申請者のパソコンに保存されている申請データを提出窓口に送信します。これで、申請完了です。添付書類も添付ファイルとしてオンラインで提出可能です。また、郵送等により別送を行うこともできます。

申請書等の受理

STEP 4 申請状況の確認

宅建業電子申請システムにログインすると提出済みの申請書が表示されるので、行政庁による申請書の処理状況が確認できます。

審査・補正

手数料納付